

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	知的障害者施設訓練支援事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	福祉課		包含する細々目	1	3	1	3	11	2	441,726
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり											
施策	34 障害者福祉の推進											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議	不要	関連計画 条例等		長野県障害者プラン 飯田市障害者プラン 知的障害者福祉法				
		事業期間	S35	年度～	年度							

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	家庭の事情等で在宅での生活が困難な知的障害者のうち、施設入所を希望する者 一般就労が困難な知的障害者のうち、福祉就労を希望する者	施設入所者及び福祉就労者数	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする
			200	230		
	施設入所を希望する知的障害者数(利用者も含む)(人)及び福祉就労を希望する知的障害者数(利用者も含む)(人)	施設利用者・福祉就労者 / 施設入所・福祉就労を希望する知的障害者数(%)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		最終目標達成年度
			205	230		
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
それぞれの障害の程度に応じた自立を目指して、自分らしく生活できるようにする。それぞれの障害の程度に応じた自立を目指してもらう。	施設利用者・福祉就労者 / 施設入所・福祉就労を希望する知的障害者数(%)	18目標	99	最終目標	100	
		18実績	98	19目標	99	↑
		23目標	99	23実績		最終目標達成年度
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値	
	知的障害者に対し、施設への入所又は通所により、保護を受けながらの生活指導や作業訓練などのサービスや福祉就労の機会を提供。 更生施設・・・生活指導、作業訓練(入所・通所) 授産施設・・・作業訓練、職業提供(入所・通所)	18年度の実績	更生施設へ入所又は通所することにより、生活指導、作業訓練を行う。 授産施設へ入所又は通所することにより、作業訓練、職業提供を行う。 平成18年4月に障害者自立支援法が施行となり、施設サービスは24年3月までに順次新しい体系(介護給付・訓練給付)へ移行していくこととなっている。現時点ではまだ新体系の内容が不明確であり、各施設の移行予定も把握できないため、今後情報を整理し、事業のやり方について検討する。	利用者数:人数	130 75
		19年度計画	更生施設へ入所又は通所することにより、生活指導、作業訓練を行う。 授産施設へ入所又は通所することにより、作業訓練、職業提供を行う。 平成18年4月に障害者自立支援法が施行となり、施設サービスは24年3月までに順次新しい体系(介護給付・訓練給付)へ移行していくこととなっている。現時点ではまだ新体系の内容が不明確であり、各施設の移行予定も把握できないため、今後情報を整理し、事業のやり方について検討する。	利用者数:人数	130 75

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金	228,000	220,863
	県支出金	57,000	110,431
	起債		
	その他		
	一般財源	171,000	110,432
事業費計(A)	456,000	441,726	
人件費	正規職員所要時間	18年度 600	19年度 600
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	2,146	2,146
	トータルコストA+B	458,146	443,872

特定財源内訳や補足事項	知的障害者保護費負担金 国1/2 県1/4 市1/4
-------------	-------------------------------

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値				
	安心して地域で日常生活が送られる	安心して地域で日常生活が送れている割合	現状値	68	19実績		
			20実績		21実績		
			22実績		23目標	68	
			現状値		19実績		
			20実績		21実績		
22実績				23目標			

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
昭和35年精神薄弱者福祉法が施行され、「措置」として開始。	従来の措置制度から、平成15年度支援費制度に移行した。 平成18年4月に障害者自立支援法が施行となり、障害福祉サービスは24年3月までに順次新しい体系(介護給付・訓練給付)へ移行していくこととなっている。	平成14年第4回定例会及び平成15年第1回定例会において、支援費制度の問題点、準備状況等について質問があった。 平成18年第1回定例会において、障害者自立支援法の準備状況、課題等について質問があった。

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由)	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がある (その理由)
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がある (その理由)		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由)
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 統合不可能 (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)？	(評価) 必要ある (その理由)		成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 不可能 (その理由)
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当でない (受益者とその理由)

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持	平成18年4月に障害者自立支援法が施行となり、施設サービスは24年3月までに順次新しい体系(介護給付・訓練給付)へ移行していくこととなっている。現時点ではまだ新体系の内容が不明確であり、各施設の移行予定も把握できないため、今後情報を整理し、事業のやり方について改革改善を検討する。また、国の制度改革等の動向を見極めながら、随時検討、対応していく。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	障害福祉計画の策定やサービスの提供体制などを整備するため、地域の持つ課題などを整理していく。

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	